

社会福祉センターしらさぎ会館「テレビ電話サービス」利用規約

社会福祉センターしらさぎ会館（以下、会館）「テレビ電話サービス」は、下記の条件で実施するものとし、サービスを利用する者は、利用規約に同意するものとします。

1 サービスの提供

(1) 提供日及び提供時間

平日（土日、祝祭日、年末年始を除く。）の午前9時から午後5時までとします。

(2) このサービスは、社会福祉法人山口市社会福祉協議会が実施するものとし、会館職員が対応します。

2 サービスの内容

(1) サービスの内容

このサービスの内容は、利用者のスマートフォン及びタブレットのビデオ通話機能を利用し、会館職員がコミュニケーションを支援します。

内容は、しらさぎ会館にて運営している事業への問い合わせや簡易的な相談等とし、意思疎通支援事業（通訳者派遣）については、従来とおり意思疎通支援者派遣申請書の提出が必要です。

(2) サービスの提供条件

次に該当する通話へのサービスは、提供できません。

(ア) おおむね15分を超えるものや多頻度の利用のもの

(イ) 電話リレーサービスに該当するもの

(ウ) しらさぎ会館長が、社会通念上認められないと判断したもの

(エ) しらさぎ会館長が、公共の福祉に反すると判断したもの

3 サービスの利用対象者

サービスを利用できるものは、山口市内に居住し、会館で実施するサービスの利用者等とします。

4 サービスの利用登録

サービスを利用する者は、事前に登録が必要です。

5 サービスに利用するアプリケーション

サービスに利用できるアプリケーション（以下、アプリ）は、無料で使用することができる「LINE」または「S k y p e」のいずれかを利用登録するものとし、利用者は自分でそれらが使用できる環境を整えるものとします。

アプリの設定及び利用は、各アプリの利用規約に基づき、利用者の負担にてご利用ください。当館では、アプリの機能、安全性について保障できませんので、あらかじめご了承ください。

6 サービスの利用料

サービスの利用料は無料とします。ただし、利用者のサービス利用に必要なスマートフォン・タブレット等の通信料は、利用者が負担するものとします。

7 その他

(1) このサービスは、次の事情がある場合において、サービスが提供できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ① 他の方が利用中の場合
- ② 通信状況が悪い場合
- ③ しらさぎ会館担当職員が、不在の場合
- ④ その他、自然災害等何らかの事情が生じた場合

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する